

「報酬等の支給基準」規程

社会福祉法人 五彩会

「報酬等の支給基準」規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人五彩会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員等とは評議員、評議員選任・解任委員会構成員を言う。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものとする。

(理事の報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、理事1人あたりの各年度の報酬総額が90,000円を超えない範囲で別表1により1回分の報酬を支払うことができる。

(評議員の報酬等)

第4条 評議員が評議員会に出席したときは、評議員1人あたりの各年度の報酬総額が60,000円を超えない範囲で別表1により1回分の報酬を支払うことができる。

(理事長の報酬等)

第5条 理事の内、理事長は、第3条を適用せず別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1回分の報酬を支払うことができる。

2 監事が監査業務を行ったときは、別表3により報酬を支払うことができる。

3 第1項、第2項にかかわらず、監事1人あたりの各年度の報酬総額が150,000円を超えて支払うことはできない。

(評議員選任・解任委員会構成員の報酬等)

第7条 評議員選任・解任委員会構成員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、評議員1人あたりの各年度の報酬総額が30,000円を超えない範囲で別表1により1回分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張報酬等)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3に定める出張報酬を支払うことができる。

2 役員及び評議員1人あたりの各年度の出張報酬総額が300,000円を超えて支払うことはできない。

3 出張報酬等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する理事、評議員選任・解任委員会構成員はこの規程を適用しない。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議委員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する

別表1 理事会・評議員会等の出席報酬及び実費弁償費

会議名	出席報酬 (出席1回につき。但し同日に開催される会議への出席は1日1回で支払う)	備考
理事会	15,000円	—
評議員会	15,000円	
評議員選任・解任委員会	10,000円	ガソリン代等の実費を支払う

別表2 理事長の報酬

役員名	1ヶ月の業務従事日数	勤務報酬 (勤務1ヶ月につき)	備考
理事長	15日以上	600,000円以内	
	7日以上15日未満	500,000円以内	
	3日以上7日未満	200,000円以内	

別表3 監事の監査報酬

役員名	勤務報酬 (監査業務1日につき)	備考
監事	15,000円	

別表3 役員、評議員の出張報酬

	出張日当 (1回について)	旅費	備考
日帰り出張	17,000円	実費支給	原則として80Kmを超える出張
宿泊を伴う出張	30,000円	実費支給	原則1泊2日とする 2泊を超える出張は1泊につき15,000円を追加する